

牛乳乳製品統計調査における
民間競争入札実施要項

平成28年7月

農林水産省

目 次

1	牛乳乳製品統計調査の概要	1
2	牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質	2
3	牛乳乳製品統計調査の契約期間	11
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	11
5	民間競争入札に参加する者の募集	12
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	13
7	牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	16
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	16
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	16
10	契約により民間事業者が負うべき責任	20
11	法第7条第8項に規定する評価に関する事項	21
12	その他の実施に関する必要事項	21
別紙1	牛乳乳製品統計調査 都道府県別調査対象数	
別紙2-1	牛乳乳製品統計調査（基礎調査）の流れ図（平成28年～34年の実施方法）	
別紙2-2	牛乳乳製品統計調査（月別調査）の流れ図（平成28年～34年の実施方法）	
別紙3	牛乳乳製品統計調査 牛乳処理場・乳製品工場一覧表	
別紙4	牛乳乳製品統計調査 調査対象情報	
別紙5	調査対象配布用品一覧	
別紙6-1	牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告（基礎調査）	
別紙6-2	牛乳乳製品統計調査 調査拒否等報告（月別調査）	
別紙7	牛乳乳製品統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	
別紙8-1	牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況（基礎調査）	
別紙8-2	牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況（月別調査）	
別紙9-1	牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況（基礎調査）	
別紙9-2	牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況（月別調査）	
別紙10	牛乳乳製品統計調査 審査事項一覧表（平成28年4月現在）	
別紙11-1	牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況（基礎調査）	
別紙11-2	牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況（月別調査）	
別紙12	従来の実施状況に関する情報の開示	

牛乳乳製品統計調査における 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された牛乳乳製品統計調査に係る統計調査関連業務(以下「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 牛乳乳製品統計調査の概要

牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備することを目的としており、平成21年調査(基礎調査については平成20年調査)からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

	基礎調査	月別調査
調査の対象	日本標準産業分類に掲げる細分類 0913-処理牛乳・乳飲料製造業及び 0914-乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)に属する事業所のうち、牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所(但し、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く)(以下、これらを総称して「調査対象」という。)	基礎調査の調査対象のうち次のいずれかに該当するもの (1) 12月の月間の生乳受乳量が300トン以上の工場 (2) 県外から生乳を受乳している工場 (3) 飲用牛乳等を県外へ出荷している工場 (4) 粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳及びアイスクリームを製造する工場 (5) 都道府県別に(1)～(4)のいずれかに該当する調査対象の12月の生乳受乳量の合計が、基礎調査の全調査工場の受乳量合計の80%未満の場合において、(1)～(4)の基準に該当しない工場か

		ら受乳量の大きい工場から順に抽出し、80%以上となるまでの工場 (6) (1) ~ (5) を管理する本店又は主たる事務所
調査の規模 (別紙 1 参照)	約 590 工場	約 375 工場
調査時期		
調査実施期間	毎年 1 月	1 月から 12 月までの毎月
調査期日	毎年 12 月末日現在	毎月末日現在
調査事項 ※実施期間中に一部変更の可能性がある。	(1) 事業所の属する事業体の経営組織及び常用従事者数 (2) 生乳の受乳量及び送乳量 (3) 生乳の牛乳等向け及び乳製品向け処理量 (4) 牛乳等の種類別生産量並びに飲用牛乳等の地域別出荷状況及び容器容量別生産量 (5) 乳製品の種類別生産量及び年末在庫量 (6) 生産能力	(1) 生乳の送受乳量及び繰越、繰入量 (2) 生乳の牛乳等向け及び乳製品向け処理量 (3) 牛乳等の種類別生産量 (4) 飲用牛乳等の都道府県別出荷量 (5) 乳製品の種類別生産量及び月末在庫量
調査方法	(1) 調査票を郵送し、調査対象が記入した調査票を郵送又は F A X (調査対象の了解が得られた場合に限る。) で回収する方法 (2) 政府統計共同利用システムオンライン調査システム (以下「オンライン調査システム」という。) を使用して調査票を配布し、回収する方法 (3) 民間事業者が調査対象から聞き取る方法 (基礎調査のみ)	

2 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容

牛乳乳製品統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計、第 1 報統計表及び報告書統計表の作成並びに調査対象への謝礼支給とする (業務の流れについては、別紙 2-1、2-2 参照)。

ア 業務実施期間

平成 28 年 11 月 1 日から平成 34 年 1 月 31 日まで (基礎調査は平成 28 年調査分から 32 年調査分まで、月別調査は平成 29 年 1 月調査分から平成 33 年 12 月調査分まで) とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (ア) 農林水産省大臣官房統計部長が定める牛乳乳製品統計調査要領
- (イ) 牛乳処理場・乳製品工場一覧表（以下「処理場・工場一覧表」という。）（別紙 3 の様式に毎年 10 月 31 日現在の処理場・工場を取りまとめ、11 月上旬に処理場・工場一覧表（案）を、12 月 25 日に確定した処理場・工場一覧表を貸与）
- (ウ) 照会対応事例集
- (エ) 調査対象情報（別紙 4 の様式に調査対象の特徴、これまでの回収状況（時期・時間等）等を整理したものをいう。）
- (オ) 平成 27 年基礎調査の調査票情報
- (カ) 平成 26 年、平成 27 年及び平成 28 年月別調査の調査票情報
- (キ) 牛乳乳製品統計調査集計プログラム（Excel VBA）
- (ク) オンライン調査システム利用手順書等（オンライン調査システム利用手順書等については、概要を契約締結後に、システム本体については調査実施前までに提供する。）

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に必要な業務の引継ぎ等を行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は 9 (1) の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 研修

民間事業者は、牛乳乳製品統計調査を実施するに当たり、必要な知識を習得するため、市場化テスト第 4 期の初年（平成 28 年）において以下の例に類する実地研修を行うものとし、牛乳乳製品統計調査事務局の主要構成員（責任者、調査担当職員、オペレーター等。総数 5～10 名程度。）が参加すること。

（例-1）

「牛乳処理場・乳製品工場」などの生産現場において、工場の設備や牛乳乳製品の処理工程を視察し、情報収集を行うことで、生産現場の実態について知識を深めるもの。

（例-2）

「生乳販売農業協同組合連合会」など、集乳から販売までを一手に担う酪農関係団体等の組織を視察し、情報収集を行うことで、生乳の流通経路や乳業界の商慣習等についての知識を深めるもの。

なお、研修先等については、原則として民間事業者の裁量に委ねるが、必要に応じ、農林水産省担当者は相談に応じるものとする。

オ 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

- (ア) 実査準備

a 処理場・工場一覧表（案）の確認

民間事業者は、11月上旬に農林水産省から情報提供された処理場・工場一覧表（案）から、牛乳乳製品統計調査規則に照らし調査対象となるかを確認し、11月30日までに報告すること。

なお、11月30日の時点で連絡の取れない牛乳処理場及び乳製品工場がある場合は、農林水産省にその旨を連絡すること。

農林水産省は、民間事業者から、上記により報告された牛乳処理場及び乳製品工場について、必要な場合は更に確認を行い、当該年の牛乳乳製品統計調査対象を確定し、12月25日までに処理場・工場一覧表を民間事業者に貸与する。

b 調査関係用品の印刷（11月から1月中旬まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

(a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙5参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に毎年12月下旬までに作成・印刷すること。

なお、基礎調査票のプレプリント（調査票情報の一部を用いて、調査対象の負担の軽減の観点から、あらかじめ配布前の調査票等に情報を印刷すること）は、1月中旬までに行うこと。

また、原稿については契約期間中に変更する場合がある。

(b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。

(c) 調査対象に配布する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」とすること。

c 調査対象への翌年の調査の連絡・協力依頼（11月から1月上旬まで）

民間事業者は、処理場・工場一覧表の全ての調査対象に対し、1月上旬までに翌年の調査の連絡・協力依頼を行う。

ただし、月別調査の対象については、年途中に新規操業した牛乳処理場・乳製品工場が、牛乳乳製品統計調査規則に照らし月別調査対象に該当すると農林水産省が認めた場合は、民間事業者は時期を問わず調査の連絡・協力依頼を行い、調査を実施する。

調査の連絡・協力依頼の際、インターネットが整備されている調査対象については、政府統計共同利用システムによるオンライン調査（以下単に「オンライン調査」という。）について協力を求めることとし、新たにオンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（平

成 28 年 3 月現在の調査対象におけるオンライン調査システムの利用割合は、基礎調査にあつては約 41 パーセント、月別調査にあつては約 52 パーセント。

また、本調査は、畜産行政の基礎資料を整備することを目的とした基幹統計調査であり、調査事項を的確に把握する必要があるとともに、高い精度が求められることから、1 により選定した全ての調査対象に対し調査ができるよう協力を依頼するものとし、やむを得ず調査協力が困難となった場合は、次によるものとする。

- (a) 農林水産省に対して調査対象名と調査協力が困難となった理由を「調査拒否等報告」（別紙 6-1、6-2）に取りまとめて報告すること。
- (b) 農林水産省は(a)の報告を受けた際、当該調査対象が調査拒否である場合には、地方農政局の職員から再度調査の協力依頼を行い、民間事業者は農林水産省から調査への協力が得られた旨の連絡を受けた後、その調査対象に対し調査の実施に関する連絡・確認を行うこと。

(イ) 実査

a 調査関係用品の配布

民間事業者は、調査対象に対し調査票、返信用封筒、調査票の記入の仕方を配布する。その際、報告日を明示した書面を併せて配布する。

また、オンライン調査については、「システム利用手順書」に基づき ID 及びパスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額（調査対象への郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

b 集計プログラム

農林水産省が貸与する集計プログラムの利用ソフト (Microsoft Office Excel2007 以上) については民間事業者で準備すること。

c オンライン調査システムの回答者情報登録

民間事業者は、毎月、その月の前月末日までに、「システム利用手順書」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙 7 参照）。

また、情報セキュリティ対策を講じた作業所並びに ADSL 等のブロードバンド環境及び固定 IP アドレスを民間事業者で準備すること。

なお、前回までのシステム環境については次表のとおり。

OS (オペレーティングシステム) 及びブラウザ	Windows Vista SP2 ⇒ Internet Explorer 9 Windows 7 SP1 ⇒ Internet Explorer 11 Windows 8.1 ⇒ Internet Explorer 11 Windows 10 ⇒ Internet Explorer 11 ※Windows 8.1 及び Windows 10 は「デスクトップモード」 の場合に限り ます。 MacOS X 最新版 ⇒ Mozilla Firefox 最新版、Safari 最新版
PDF 利用ソフト	Adobe Reader X 以上 ※ Adobe Reader 以外の PDF 利用ソフトには対応しておりません。 ※Adobe Reader X 未満は対応していません。

d 調査対象からの問合せ、苦情等の対応（随時）

民間事業者は次の事項に基づき調査対象からの問合せ、苦情等の対応を行う。

- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ、苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ、苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。

また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ、苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。

- (c) 問合せ、苦情等の対応状況については「牛乳乳製品統計調査 問合せ・苦情等対応状況」（別紙8-1、8-2の様式による。以下「問合せ・苦情等対応状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。

e 調査票の回収・督促（基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回）

民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。

- (a) 調査票の回収・督促方法は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。

調査票の回収に要した郵送料については、実額（調査対象からの郵送に要した代金）を農林水産省が負担する。

- (b) 基礎調査は1月20日、月別調査は毎月10日までに調査票が提出されない調査対象に対し、督促を行うこと。

- (c) 最新の調査票の回収・督促状況を「牛乳乳製品統計調査 調査票回収・督促状況」（別紙9-1、9-2の様式による。以下「調査票回収・督促状況」という。）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。

- (d) 年途中で調査対象が休業し、又は廃業するとの情報を得たときには、農林水産省に連絡すること（年途中で調査対象が休廃業等により脱落した場合は、「調査拒否等報告（月別調査）」（別紙6-2）により農林水産省に報告を行い、対応策について指示を受けること。）。

(ウ) 調査票の内容審査（基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回）及び調査対象への疑義照会（随時）

民間事業者は、提出された調査票の内容について、審査事項一覧表（別紙10）に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、調査票の記入内容の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。

なお、調査対象ごとの調査票の内容審査又は調査対象への照会については、調査対象情報を活用し、効率的に行う。

また、調査対象に対する照会の状況は「牛乳乳製品統計調査 疑義照会状況」

(別紙 11-1、11-2の様式による。以下「疑義照会状況」という。)に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。

- (イ) 調査票の電子化(調査票ファイルの作成・報告)(基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回)

民間事業者は、審査が終了した調査票について、調査票情報を電子化した「調査票ファイル」を作成し、農林水産省に電子メールにより報告する。

- (オ) 集計及び報告

- a 牛乳乳製品統計調査集計プログラム(以下「集計プログラム」という。)を用いた帳票の作成・検討・報告(基礎調査にあつては年1回、月別調査にあつては年12回)

(a) 民間事業者は、(イ)の調査票ファイルを集計プログラムにより集計し、「生乳生産量及び用途別処理量」、「牛乳等生産量」、「乳製品生産量」、「乳製品の在庫量」、「送受乳量結果表」等の帳票の電子ファイルを作成する。

(b) 調査対象別に審査事項一覧表に基づき確実に審査、検討を行い、生乳生産量及び用途別処理量、牛乳・乳製品の生産量及び乳製品の在庫量、県間送受乳量等の変動要因を「疑義照会状況」の回答内容欄に記入の上、農林水産省に電子メールにより報告する。

- b 第1報の統計表の作成・報告

民間事業者は、次に掲げる方法により、第1報の統計表の作成・報告を行う。

- (a) 基礎調査(年1回)

基礎調査票の調査票ファイルから、集計プログラムにより農林水産省が年1回公表する「第1報」の統計表の電子ファイルを作成し、電子メールにより報告する。

- (b) 月別調査(年12回)

月別調査の調査票ファイルから、集計プログラムにより農林水産省が毎月公表する「第1報」の統計表の電子ファイルを作成し、電子メールにより報告する。

- c 報告書統計表の作成・報告(年1回)

民間事業者は、(イ)の調査票ファイルから、集計プログラムにより報告書統計表の電子ファイルを作成し、審査事項一覧表に基づき確実に審査、検討を行い、電子メールにより報告する。

- d 調査票の審査、第1報の統計表及び報告書統計表の作成・検討に当たっての留意点

民間事業者は、次の事項に留意して統計表の作成・検討を行う。

- (a) 前月、前年同月結果との審査又は検討は、集計プログラムを用いて行うこと。

(b) 集計プログラムにより作成される帳票及び第1報の統計表について、審査事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合は、要因を調査し、データの修正を行うこと。

(c) 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行うこと。

(d) 農林水産省が調査票の内容、結果表の内容等について確認を求めた場合は、これに応じること。

(カ) 調査対象への謝礼支給

民間事業者は、調査を実施した調査対象に対し、1年間の調査終了後、謝礼として基礎調査にあつては4,080円、月別調査にあつては調査票を回収した月数に応じ、最大年間17,520円（但し、牛乳処理場及び乳製品工場を併設する調査対象については、最大年間35,040円）の謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金代又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支払件数）及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載する。

ク 情報セキュリティ管理

(7) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うこと。

(イ) セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載すること。

a 前年・当年調査票、調査票リスト及び調査対象情報等、個人情報の取扱いに関する責任者、業務従事者の管理及び実施体制

b オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

(ウ) 民間事業者又はその職員、その他の本契約の履行に係る業務に従事する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。

(エ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により廃棄するものとする。

なお、情報システム等の廃棄については、情報の復元又は判読できない方法を用いること。

(オ) 農林水産省は、個人情報の管理状況について、民間事業者に対し定期的に検査を行う。

(カ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

キ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票にあつては、紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙5）に掲げる印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

なお、定める期日が行政機関の休日の場合は、その前日とする（以下同じ。）。

調査票 (審査が終了したもの)	基礎調査：毎年2月25日 月別調査：翌月18日まで
第1報の統計表	基礎調査：毎年2月25日 月別調査：翌月21日まで
報告書統計表	基礎調査：毎年2月25日 月別調査：12月分報告時に併せて報告

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は、本業務を実施するため、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は、「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は、調査対象からの調査票の返送先を自ら必ず確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先の住所及びFAX番号を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務履行時間内（平日9時から18時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整がとれる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 本業務に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は認めること。

オ 本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールを策定し、平成28年11月末日までに農林水産省と調整する。また、各工程ごとの作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整する。

カ 事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。

キ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるよう研修を事前に行う。

研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得るものとする。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ、苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条の規定に基づく承認を受けた基幹統計調査である。このことから調査票の回収率は、一連の業務（督促業務等）を通じ、100 パーセントを達成すること。

なお、基礎調査は 1 月 20 日、月別調査は毎月 10 日時点で回収状況を確認し、100 パーセントの達成が困難な場合（調査対象の突発的な事情等により調査票が回収不能となっている場合等）には、農林水産省の指示を仰ぐものとする。

エ 調査票、第 1 報の統計表及び報告書統計表の審査・検討は、審査事項一覧表の審査項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び統計表の検証については、

(7) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合は調査票の内容の修正を行うこと。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2 (1) キの納入物件及び 9 (1) の報告により毎月確認する。

(5) 契約金の支払について

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、調査関係用品の配布及び調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については別途農林水産省が負担する。

この場合において、民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額の請求時に、支払った実額（以下「実額支払分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払分の支払については、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払に当たり民間事業者は、2 (1) キの納入物件、9 (1) の報告、業務の完了を確認できる書類及び実額支払い分を証明できる書類を農林水産省に提出する。

農林水産省は提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払は行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を作成の上提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施するものとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 民間事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保及び向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

イ 農林水産省が、2(1)キの納入物件や9(1)の報告の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

3 牛乳乳製品統計調査の契約期間

契約期間は、平成28年11月1日から平成34年1月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約又は役務等契約に係る指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (7) 本実施要項の検討に当たり、外部有識者から意見を聞く場合、外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事面において関連のある事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成 28 年 7 月 5 日
イ 入札説明会（第 1 回） （第 2 回）	平成 28 年 7 月 29 日 平成 28 年 8 月 19 日
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成 28 年 8 月 31 日
エ 入札書類提出期限	平成 28 年 9 月 7 日
オ 入札書類の評価	平成 28 年 9 月 15 日
カ 開札	平成 28 年 9 月 21 日
キ 契約の締結	平成 28 年 10 月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、①入札金額を記載した書類、②提案書、③「表 1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの、④セキュリティマニュアルを提出すること。

ただし、②から④については紙資料 8 部とともに電子媒体（CD-ROM）で提出すること。その際のファイル形式は、一太郎、Ms-Word、Ms-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする（これにより難しい場合は、農林水産省まで申し出ること。）

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払分を除く。）の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

また、法第 15 条において準用する第 10 条各号（第 11 号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付すること。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6 で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載すること。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載すること。

(7) 実施計画

(イ) 実施体制・設備・環境

- (ウ) 組織の専門性
- (エ) 本業務従事予定者の研修
- (オ) セキュリティ対策
- (カ) 調査関係用品の印刷・配布
- (キ) 調査対象への翌年の調査の連絡・協力依頼及び調査対象への謝礼支給
- (ク) 問合せ・苦情等対応
- (ケ) 調査票の回収・督促
- (コ) 調査票の審査・疑義照会対応
- (ク) 調査票データの電子化及び報告
- (シ) 調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、検討及び報告

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表1 評価項目一覧表」のとおりとする。

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目として評価する）、また、効果的なものであるか（加点として評価する）について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須（基礎点）」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点（45点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点を付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。（満点154点）

表1 評価項目一覧表

提案書の目次		評価項目	評価の観点	得点配分		
大項目	中項目			必須 (基礎点)	加 点	加 重
1 実施計画						
1.1	実施計画	・実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか。 ★・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか。	基本的な調査実施計画 調査の効率化	4 -	- 12	- 4
2 実施体制						
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。 また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか。 なお、再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。	基本的な組織体制	4	-	-
		・支出に係る証憑書類等の整理・保管体制等を有しているか。	基本的な設備環境	4	-	-
		・本業務を実施する場所及び設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか。		4	-	-
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか。 ・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	3	1
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、牛乳・乳製品の生産・流通関係の知識(牛乳・乳製品についての用語、生産工程の知識)についての基本的な知見を有しているか。	専門性を有する職員の有無	-	9	3
		・電話による督促、問合せ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者有する者を配置することになっているか。	処理能力	-	3	1
		・類似調査事業の受託実績があり、組織又は本業務従事予定者に調査に関する専門知識、ノウハウ等があるか。	実務実績	-	9	3
		・ISO9001又はISO20252の認証を受けているか。注)	資格の有無	-	5	1
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な知識を習得する内容となっているか。(牛乳・乳製品の生産・流通について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	3	-	-
		★・研修の計画に工夫が示されているか。(研修方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2
		★・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫が示されているか。		-	6	2
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか。	基本的なセキュリティ	4	-	-
		・プライバシーマークの認証を受けているか。注)	万全なセキュリティ	-	4	1
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。注)		-	4	1
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。		-	6	2
3 個別業務の実施方法						
3.1	調査関係用品の印刷・配布	・印刷・配布の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	2	-	-
3.2	調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び調査対象への謝礼支給	・調査対象への翌年の調査の連絡・協力確認及び謝礼の方法についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	2	-	-
		★・調査対象との良好な関係を維持するための工夫が示されているか。	調査対象への協力確認の質	-	9	3
		★・調査対象に調査内容をわかりやすく説明し、協力を得るための工夫が示されているか。	調査票の督促業務の質	-	3	1
3.3	問合せ・苦情等対応	★・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか。	効率化	-	3	1
		・調査対象からの問合せや苦情等対応の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-
3.4	調査票の回収・督促	★・調査票の回収・督促の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-
		★・調査票の回収を効率的に行うために効果的な工夫が示されているか。	調査票の回収業務の質	-	9	3
		★・督促において、効果的・効率的に回収を行うための工夫が示されているか。	調査票の督促業務の質	-	9	3
3.5	調査票の審査・疑義照会対応	・調査票の審査・疑義照会の手順が具体的に示されているか。	基本的手法	4	-	-
		★・審査を迅速・的確・確実に行うための工夫が示されているか。	調査票の審査業務の質	-	9	3
		★・調査票の審査において、疑義照会を確実に行う工夫が示されているか。	疑義照会対応の質	-	9	3
3.6	調査票データの電子化及び報告	・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。	効率化	-	3	1
		・調査票データの電子化及び報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-
3.7	調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成、検討及び報告	★・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表を正確・迅速に作成・検討・集計するための工夫が示されているか。	基本的手法	3	-	-
		・調査票データの集計、第1報統計表及び報告書統計表の作成及び報告についての手順が具体的に示されているか。	効率化	-	9	3
		・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか。		-	3	1
4 その他						
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	★・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意の工夫が示されているか。	その他	-	3	1
				45	154	
★ 新規性・創造性・効率性を求める項目				99	0	99
実施体制、実績を評価する項目				100	45	55
技術点合計				199	45	154
必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、 加点項目ごと3点満点で、0～3点の4段階により評価 注)この項目は、認証を受けていない・0点 認証を受けている・4点又は5点で評価を行う						

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高いものを落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を99点、実施体制、実績を評価する項目の配分を100点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	45点
技術点（加点項目：加点）	154点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は45点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札等で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合又は初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない場合は、農林水産省が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

7 牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

牛乳乳製品統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙12）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システムへのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

- (1) 報告
- 2 (3) で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされているこ

とを確認するため、民間事業者は、次の表の左欄に掲げる事項について同表の中欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
処理場・工場 一覧表の確認	11月30日	別紙3参照
調査拒否等 報告	基礎調査：1月10日 月別調査：随時	別紙6-1参照 別紙6-2参照
問合せ、苦情 等対応状況	基礎調査：2月25日 月別調査：翌月18日	別紙8-1参照 別紙8-2参照
調査票回収・ 督促状況	基礎調査：2月25日 月別調査：翌月18日	別紙9-1参照 別紙9-2参照
疑義照会状況	基礎調査：2月25日 月別調査：翌月18日	別紙11-1参照 別紙11-2参照
勤務体制表	毎月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 ・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。 ・ 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。 ・ 調査票等に係る業務の管理体制、調査票等の保管体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。
事業報告書	平成29年調査：平成30年1月31日 平成30年調査：平成31年1月31日 平成31年調査：平成32年1月31日 平成32年調査：平成33年1月31日 平成33年調査：平成34年1月31日	<p>以下の実施状況について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2(3)の業務遂行に当たり確保されるべき質 ・ 年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象事業所数 ・ 情報セキュリティに関する取組

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、(1)の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求

め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等（適宜）

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認（適宜）

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認められるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者及び本業務に従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(7) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象に対する謝礼を除き、金品等を受け取ることを又は与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

(7) 民間事業者及び本業務に従事していた者は、「農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室」や「牛乳乳製品統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が牛乳乳製品統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

エ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

オ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ク 再委託

(7) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4) 秘密の保持」及び本項（「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ケ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務のさらなる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

ただし、農林水産省は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、法第 21 条の手続を要せず契約を変更することができる。

- (7) 調査の見直し等により調査規模、調査事項等に変更が生じるとき
- (4) 法令改正等により業務内容等に変更が生じるとき

コ 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、民間事業者は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

- (7) 法第 22 条第 1 項に該当するとき。
- (4) 暴力団員を役員又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

サ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（法人である場合

にあつては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年100分の5の割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、総務大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、平成32年12月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9(1)の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費（調査対象への謝礼支給等が完了した時点）

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等について、(1)の評価を行うため、報告様式に従い平成33年3月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、同院から資料・報告等の提出を求められ質問を受けることがある。

(2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 9 (1) による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 9 (2) による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、9 (3) による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(4) の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4) の刑が科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

また、法第 45 条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について官民競争入札等監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9 (2) により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。